平成２６年（フ）第３３０号
佐賀市開成１丁目６番110―12号　県営鍋島団地Ａ10―12号
債務者　大久保文子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８２号
長崎県長崎市愛宕３丁目12番８号　202、旧住所長崎県長崎市上小島３丁目６番34号201
債務者　野田将太郎
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８５号
長崎県長崎市富士見町17番31号
債務者　中村　省吾
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９６号
長崎県長崎市花園町20番22号　１階101号
債務者　橋口　絹代
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
長崎県長崎市玉園町３番68―206号、旧住所東京都世田谷区松原４丁目37番16号　メープルハウス201
債務者　林　　美和（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７６５号
宮城県塩竈市杉の入２丁目４番29号　ファミール大崎101号
債務者　澤村　良子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
秋田市山王１丁目２番24号　ライオンズマンション山王202
債務者　豊島智恵子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２０号
山梨県南アルプス市十五所660番地３　コーポあやめ105、前住所長野県松本市寿中１丁目42番40号　メゾンＦナイヤガラⅡ―102号
債務者　東澤　直紀
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２７号
山梨県甲斐市中下条408番地　メゾネットオオサワＢ棟、前住所山梨県南アルプス市百々2512番地４
債務者　小田切　洋
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３３９号
山梨県甲斐市竜王新町1022番地１　飯沼住宅北６、前住所山梨県甲府市長松寺町12番24号
債務者　岩下　貴之
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９５１号
名古屋市瑞穂区宝田町３丁目１番地　三和ビル302号、従前の住所名古屋市瑞穂区堀田通３丁目１番地　栄ビル１Ｆ
債務者　遠藤利津子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０２８号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目３番地５　押草団地301棟302号
債務者　山元　尚子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１０５号
名古屋市北区東水切町３丁目24番地
債務者　大口　　勉
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１５０号
愛知県大府市東新町６丁目459番地　グリーンヒル東新Ｊ棟301号
債務者　嘉無木和恵
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２６号
兵庫県姫路市御立西３丁目11番20―７号
債務者　山本　　学
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５３３号
兵庫県姫路市土山２丁目８番２号　サンシティ土山101
債務者　小西　満男
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部